

平成二十年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定によって、次のとおり公表する。

平成二十二年三月二十五日

同	同	同	広島県監査委員
加賀美和正	高橋義則	下原康充	富永健三

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第 4 各論 各部署毎の委託料の監査結果</p>	
<p>1 総務局（報告書 P56～）</p>	
<p>No.21 旅券等搬送業務</p> <p>(1)【指摘】 三原市役所に関する旅券搬送業務について、再委託の依頼書（「旅券搬送業務依頼書」と題する契約書）が、再委託の申請及び県の承認（平成 19 年 6 月 1 日）に先立つ同年 5 月 31 日に作成されており、広島県契約規則第 6 条に違反している。</p> <p>(2)【意見】 再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。</p> <p>(3)【意見】 さらに、発注者が再委託の承認の是非を検討するためには、予定されている再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから、再委託の承認申請に添えて再委託契約の案（承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書）を提出させるべきである。</p>	<p>平成 21 年度から平成 22 年度の契約に関しては、適正な事務処理を行った。</p> <p>平成 21 年度から平成 22 年度の契約に関しては、県の承認を受ける前に受注者が再委託業務の発注をしないよう徹底した。旅券等配送業務委託契約書第 8 条に基づき、受注者から再委託承認依頼書（平成 21 年 3 月 16 日）の提出を受け、県が承認（平成 21 年 3 月 19 日）した後に、再委託業務の発注（平成 21 年 3 月 31 日）が行われた。</p> <p>平成 21 年度から平成 22 年度の契約に関しては、県が再委託の承認の是非を検討するために、予定されている再委託先名、再委託内容、再委託する作業区間、再委託期間、再委託理由を明記した再委託承認依頼書を提出させ、業務の履行に再委託はやむを得ないと認められたため承認した。</p>
<p>No.110 県庁舎清掃業務</p> <p>(1)【意見】 予定価格の妥当性に問題がある。契約担当職員は、設計金額を鵜呑みにせず取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮するとともに、過去の落札率を比較するなどして、実勢価格を適正に判断して設計金額から相当額の減額をした予定価格を決めることを検討すべきである。</p>	<p>予定価格算出の基礎となる設計金額は、毎年度、単価の見直しを行い算出しているところであり、この設計金額に基づき決定している予定価格は適正であると考えている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.193 自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務</p> <p>(1)【意見】  入札期日の設定には、不落になることも想定し、緊急性を理由に随意契約をすることのないよう、余裕のある日程を組むべきである。</p>	<p>当該業務は債務負担行為予算に基づく複数年契約（H19 契約締結、契約期間H20～H22）であるため、次回入札は平成 22 年度（契約期間H23～H25 予定）である。  今回の指摘を踏まえ、一定の期間を要していた成果品のテスト体制を見直すなど、業務スケジュールの圧縮を図り、次回入札においては余裕のある日程の確保に努める。</p>
<p>No.217 ひろしま公共施設予約システム保守業務（4～11 月）</p> <p>No.218 ひろしま公共施設予約システム保守業務（12 月～3 月）</p> <p>(1)【指摘】  再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしていることを承知しながら、発注者が事後承認をしていることは、広島県契約規則第 6 条に違反している。</p> <p>(2)【意見】  再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。さらに、発注者が再委託の承認の是非を検討するためには、予定されている再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから、再委託の承認申請に添えて再委託契約の案（既に承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書を）を提出させるべきである。</p> <p>(3)【意見】  契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>(1) 【指摘】 及び(2) 【意見】 について  平成 20 年度末に当該業務が終了。  (理由)  平成 21 年 4 月より、これまでの独自開発システムによる運用から、低コストの A S P サービス (※) を利用する方式に移行したため、保守業務は不要となった。</p> <p>(※) A S P サービスの概要  Application Service Provider（アプリケーション・サービス・プロバイダ）の略。  アプリケーションソフト等を所有せず、外部のデータセンタ等から、インターネット経由で業務サービスを利用する形態。</p> <p>上述のとおり、当該業務は終了したが、平成 21 年 4 月から締結している「施設予約 A S P 利用契約書」においては、個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.337 広島地域事務所廿日市分庁舎管理業務委託</p> <p>(1)【意見】            契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>契約期間が平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の広島県廿日市庁舎管理業務委託契約からは個人情報の保護に関する条項を設け、別記「個人情報取扱特記事項」の遵守を明記した。</p>
<p>No.341 広島県呉地域事務所庁舎警備、電話交換及び受付案内業務委託</p> <p>(1)【意見】            仕様書に添付された個人情報保護に関する特記事項は、広島県個人情報取扱委託基準の示す別記特記事項とは損害賠償条項の有無など若干の違いがある旧基準である。最新の別記特記事項を契約書に添付して引用すべきである。</p>	<p>平成 20 年度及び平成 21 年度の個人情報を取り扱う事務を外部に委託する契約においては、最新の別記特記事項を添付している。</p>
<p>No.362 広島県東広島地域事務所庁舎等管理業務</p> <p>(1)【意見】            契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年度の契約から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>
<p>No.373 尾三地域事務所庁舎等管理業務委託</p> <p>(1)【指摘】            設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第 18 条、第 19 条に違反して不適法である。</p> <p>(2)【意見】            契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年 2 月 27 日に入札を執行した平成 21 年度・平成 22 年度の尾道庁舎等管理業務委託に係る設計金額は、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とした。</p> <p>平成 21 年 3 月 3 日に締結した平成 21 年度・平成 22 年度の尾道庁舎等管理委託業務契約書において、個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.393 福山地域事務所庁舎電気・機械設備保守</p> <p>(1)【指摘】 設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反し不適法である。</p> <p>(2)【意見】 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。なお、この点は平成19年度中の定例監査ですでに指摘されている。</p>	<p>平成21年3月4日に入札を執行した福山庁舎電気・機械設備保全業務契約に係る設計金額は、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とした。</p> <p>福山庁舎電気・機械設備保全業務委託契約書において、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記している。 なお、平成21年3月11日に締結した契約においては再委託の承諾を予め書面により行った。</p>
<p>No.394 福山地域事務所庁舎警備・駐車場管理</p> <p>(1)【指摘】 設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反し不適法である。</p> <p>(2)【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成21年3月4日に入札を執行した福山庁舎施設警備等業務契約に係る設計金額は、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とした。</p> <p>平成21年3月11日に締結した福山庁舎警備・駐車場管理業務契約書において、個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>
<p>No.396 福山地域事務所庁舎清掃</p> <p>(1)【指摘】 設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反し不適法である。</p> <p>(2)【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成21年3月4日に入札を執行した福山庁舎清掃業務契約に係る設計金額は、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とした。</p> <p>平成21年3月9日に締結した福山庁舎清掃業務契約書において、個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.422 庁舎管理業務(清掃, 警備, 電気機械設備保守等)</p> <p>(1)【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから, 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し, 広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年度契約から, 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し, 広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>
<p>No.434 備北地域事務所庄原分庁舎管理業務委託 (平成 18 年度)</p> <p>No.435 備北地域事務所庄原分庁舎管理業務委託 (平成 19 年度)</p> <p>(1)【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから, 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し, 広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年 4 月 1 日からの長期継続契約について「個人情報取扱特記事項」を契約書に記載済みである。</p>